

## 入札にあたっての注意事項

### 1 仕様書等の閲覧について

仕様書等は、電子入札システムにおいて閲覧及び取得することができます。  
システム上の障害等により電子データを取得できない場合は、総務課 契約検査・管財グループにて取得することができます。

### 2 入札の辞退について

(1) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格証明資料(以下申請書等という。)の提出を行った後、当該入札を辞退するときには、開札日の前日(入札書の提出前)までは、いつでも入札を辞退することができます。辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けものではない。入札を辞退する者は、電子入札システム又は紙により辞退届を提出してください。

(2) 提出された辞退届の撤回は、一切認められません。

### 3 一般競争入札における入札参加申請等の提出について

入札参加申請時に提出する申請書等に記載漏れ、内容の不備、必要書類の添付漏れ等があった場合、入札に参加できませんので、申請書等の提出時には、必ず添付ファイル(添付資料)の内容を確認し、受付期間内に提出してください。

### 4 ICカード不正使用の取扱いについて

入札参加者がICカードを不正に使用した場合には、入札参加資格の取消し又は指名停止措置を講じることがあります。

また、ICカードを不正に使用して入札に参加した者が、当該入札案件の落札者となった場合は、その事実が明らかになった時点が契約締結前であれば、契約を締結しないこととし、契約締結後であれば、契約を解除できるものとします。

### 5 入札参加者の関係書類について

コンピューターウィルスの感染予防として、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなど対策を講じるようにしてください。

また、入札参加申請及び入札時には、ウィルスチェック済みの電子ファイルを提出してください。

### 6 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定しがたい入札
- (7) 郵送による入札
- (8) 電子入札にあつては、契約担当者が指定する認証方法を用いない者のした入札

- (9) 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- (10) 公告に示した競争参加資格のない者又は申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (11) 予定価格を超える金額で入札した者の入札
- (12) 内訳書の記載内容に不備がある者のした入札

#### 7 指名通知書等の確認について

電子入札システムで送信された指名通知書及び添付資料については、その内容を十分に確認してください。

#### 8 入札書の提出(送信)方法について

- (1) 入札書は、電子入札システムで入札金額、くじ番号が入力されたものを有効なものとして取り扱います。

- (2) 入札参加者は、次の事項に従って適正な入札書の提出を行ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 入札(開札)の中止等について

入札者が連合して入札したと認められるときその他入札に際し不正があると認められるとき又は電子入札システムに障害が発生したときは、入札(開札)を延期し、若しくは中止し、又は無効とすることがあります。

#### 10 落札の決定について

落札となるべき金額を入札した者が複数あった場合は、電子くじにより落札者を決定します。

## 一般競争入札案件に紙入札で参加する場合の注意事項

### 1 紙入札書の提出方法

(1) 入札参加申請書等受付締切日時までに、紙入札方式参加届出書(様式第2号)を1部、競争入札参加資格確認申請書(様式1)を1部、導入実績証明書(任意様式)を1部、総務課契約検査・管財グループへ持参により提出する。

(2) 入札書受付期間内に、入札書(第56号様式(第100条関係))に、入札金額(消費税及び地方消費税相当額を除く)、印鑑、代表者氏名、件名、日付、くじ番号(任意の3桁数字)等の記載内容の確認を行った上で、封筒に入れて代表者印で封印したものを提出する。なお、封筒には、案件名と事業名を記入すること。

※落札決定に当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。ただし、単価契約は除く。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力してください。

### 2 紙入札書等の提出期限

紙で参加する場合の「入札書」および「競争入札参加資格確認申請書」「導入実績証明書」の提出期限は、電子入札の提出期限と同じとし、それぞれ期限までに総務課契約検査・管財グループに提出すること。

※入札に参加する場合は、必ず、競争入札参加資格確認申請書、導入実績証明書を提出期限までに提出してください。申請書未提出のまま入札書の提出はできませんので、ご注意ください。

### 3 紙入札書で参加しようとする場合の基準

<紙入札を認める基準>

【大分県電子入札運用基準(物品・役務)(以下「基準」という。)6-1より抜粋】

- ①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合
- ②ICカードの閉塞(PIN番号の連続した入力ミス)、破損、盗難による再発行手続き中の場合
- ③WTO該当案件において、入札参加者が電子入札システムの利用が困難であると認められる場合(2-1に規定するICカードを保有していない場合等)
- ④電子入札の対応が困難であると認められる場合
- ⑤その他やむを得ない事情があると認められる場合

※上記①及び②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限る。